

令和6年 滑川町農業委員会 第2回総会 議事録

召集月日	令和6年2月20日(火)				
開 会	令和6年2月26日(月) 午前9時30分				
閉 会	令和6年2月26日(月) 午前10時00分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中14名出席、0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中8名出席、1名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	欠席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	8番	西澤 泉	9番	赤沼 裕	

第 2 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 5 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 3	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について（利用権設定・農地中間管理権設定）
日程第 4	議案第 7 号	農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画について
日程第 5	議案第 8 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 6	議案第 9 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和6年第2回の農業委員会総会を始めさせていただきます。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和6年第2回の総会に、お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

また、本日提案された議案ですが慎重審議をお願い致しまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和6年滑川町農業委員会第2回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中8名で杉田推進委員が欠席でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号8番西澤委員、議席番号9番赤沼委員にお願い致します。

なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第5号「農地法第5条について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 事務局より議案第5号農地法第5条(知事)についてをご説明いたします。今月の申請件数は3件、3,921㎡の転用申請が審査対象となります。それでは番号1を説明させていただきます。議案書は1頁、図面は議案第5号資料1-①から④と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、564㎡、×××番×××、畑、109㎡、×××番×××、畑、16㎡、×××番×××、畑、1,186㎡、×××番×××、畑、283㎡、×××番×××、畑、243㎡、×××番×××、畑、127㎡、×××番×××、畑、99㎡、×××番×××、畑、120㎡合計9筆、2,747㎡になります。全て農振区域外の農地となります。農地の区分は駅から半径730mにあり、その円内の宅地面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、株式会社□□□、代表取締役□□□様となります。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、分譲住宅8棟を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

9 番 4班班長9番赤沼です。現地調査の結果につきまして、報告をいたします。2月24日土曜日8時から、農業委員4名、農地利用最適化推進委員2名で申請地の現地確認を行いました。なお、詳細につきましては、地区の担当であります。金井委員に報告をお

願いたします。

- 13 番 はい4班 13番金井です。農地法第5条許可申請の現地調査報告をいたします。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から南に向かい〇〇〇の信号を直進し〇〇〇のガードを過ぎ、〇〇〇の信号を右折し×××mほど進んだところの左側になります。申請者は町内にある株式会社□□□、代表取締役□□□さんです。申請内容としては、申請地を譲り受け、分譲住宅8棟を建築したいとのことです。申請理由としては、近年の状況下、本業の住宅建設受注が低迷しており、この際積極的な業務拡大を考え、分譲住宅建築を計画したとのことです。そこで、本申請地以外にも複数検討したがうまくいかず、昨年春ごろ、□□□様より所有地の売却も含めた有効利用の相談をいただき、本事業を提案したところ、賛同、ご協力いただける運びとなったとのことです。調査した結果、対象地は複数年にわたり耕作されておらず休耕中の畑です。周囲は北側が〇〇〇、南側が町道で、東側は道路地と水路です。西側は住宅となっています。調査時点では草刈りがされていない部分もありますが、境界用のテープが張っており、境界杭は確認できました。添付書類として、株式会社□□□の履歴事項全部証明書、土地の全部事項証明書、土地利用計画図、造成計画図、建築計画図、資金計画書、工事見積書、農地転用に係る同意書、委任状、防火水槽設置の協議書などがあります。ご審議のほどよろしく願いたします。

議長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 〇〇〇地区担当推進委員の□□□です。本申請地の場所は、先ほど金井委員さんが説明された通りで、〇〇〇の南で、町道の南側は〇〇〇になります。農地と新しい住宅が混在しているところでございます。申請地の状況は、現在全て休耕されていて保全管理されています。また、申請地は〇〇〇からも近く、宅地化が進んできているところでもあり、現在のところ、周辺農地への影響はないと思われま。本申請に関する意見は以上です。

議長 はい。ありがとうございます。ただいま班長さん、担当委員

さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、申請のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第5号番号1については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、番号1を終わります。

議 長 続きまして議案第5号番号2について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 続きまして番号2を説明させていただきます。議案書は1頁、図面は議案第5号資料2-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号2、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振区域外の農地、675㎡になります。農地の区分は10ha以上の一団の連たん農地であるため、第1種農地と判断致します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は所有者と親族関係を有する者が専用住宅を建築する目的で、集落に接続する形で計画されるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇町〇〇〇×××丁目×××番地×××〇〇〇×××□□□様です。申請事由ですが、使用貸借権30年を設定し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

12 番 3班、班長12番宮島です。2月23日金曜日午前8時30分より、農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で、現地調査を

実施いたしました。詳細につきましても、私が担当委員でありますので、引き続き説明をいたします。申請地は〇〇〇を出て、もとの〇〇〇前の交差点を左折して〇〇〇を〇〇〇方面に向かい、×××目の信号を右折して×××mぐらい行ったところ、左折して、〇〇〇の集落方面に向かい、×××mぐらい行った右手になります。申請の理由書が添付されておりますので、読み上げたいと思います。現在、〇〇〇町内のアパートにて生活しておりますが、現在の住まいが手狭となっているため、新しい住宅を建築したいと思い、建築できる土地を探しておりました。住宅地の選定に際し、町内で実家から近く駐車スペースを3台確保できる土地を条件として建築できる土地を探しておりました。上記の条件で、住宅地を探したのですが、候補になっている場所は希望の要件に合致しませんでした。そこで、家族に相談したところ、妻の母が住んでいる土地の裏に利用していない祖母の土地があり、そちらに住宅を建築する許可をいただくことができました。このような場所であれば、妻の実家のすぐ近くであり、今後子供が生まれたときも安心して生活することができます。ぜひともこの土地に住宅を建築し生活していきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。このような理由書がついております。□□□様が所有する土地を孫の配偶者□□□さんが使用貸借権30年を設定し、自己用住宅を建設するための申請です。面積は675㎡でございます。土地利用計画書、排水施設計画平面図、資金調達計画書、建設費見積書等が添付されております。排水については集落排水に接続、雨水は宅地内処理です。申請地はフラットのため、盛土切土はありません。隣接する土地は、水路と宅地であり、隣接する関係者からの農地利用の同意書が添付されております。周辺被害を及ぼした場合が責任を持って対処ということになっています。調査の結果この転用申請はやむを得ないと考えます。以上調査結果を報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。同じく 23 日に3班4人で

現地調査を行いました。先程宮島委員が申されたとおり、申請人の奥さんは□□□さんのお孫さんということです。また実家が近いということで、子供の面倒を見てもらう、または将来的には親の面倒も見られるので条件的にも良いことではないかというふうに思います。雨水は宅地内処理ということです。ですので、雨水による周辺への被害はないと思います。これにつきましては周辺の農地への被害もないということで、申請はやむを得ないものだと確認いたしました。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

5 番 5番高柳です。宅地転用は500㎡未満となっていると思いますが。

事務局 はい高柳委員さんの質問に事務局がお答えします。議案第5号資料2-②土地利用計画図をご覧ください。敷地面積は668.78㎡ですが盛土による法の部分が多く、平場としての利用可能面積は476.02㎡となっていることを事前に許可権者である埼玉県と協議をして了承を得ています。

議 長 他にご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。
それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい、全員賛成ですので、議案第5号番号2については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

議 長 続きまして番号3について事務局より説明をお願いします。なお番号3につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定に「議事参与の制限」に該当する委員がおられますので、該当委員についてはご退席をおねがいします。

(□□□委員の退席)

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして番号3を説明させていただきます。議案書の2頁の申請番号が1となっておりますが、3の誤りですので、すみませんが修正をお願いします。図面は議案第5号資料3-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号3、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振区域外の農地、499㎡になります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××〇〇〇×××、□□□様と□□□様です。申請事由ですが、使用貸借権20年を設定し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。

なお、本申請地は、以前に農振農用地、青地の農地でしたが、令和5年12月8日に区域除外がされています。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

2番 2番1班吉田です。現地調査を令和6年2月24日8時半から農業委員4名、推進員3名で行いました。担当者が議事参与の制限に該当する委員の為、私が代わりに説明いたします。現地は〇〇〇前の〇〇〇を北へ×××km程向かい信号を左折し、〇〇〇の方に進み×××Kmほど行ったところを右折して×××mというところ。理由書がありますので読ませていただきます。私ども夫婦は現在、〇〇〇市内の賃貸アパートに住居しております。家財道具も増え、屋敷も手狭になってきました。将来、子供が生まれ家族が増えることを考えると広い住まいが必要です。そこで住居の取得を考えたところ私ども夫婦は土地も家、建物も所有していません。申請地は、私の祖父の所有する土地で実家にも近く、広くて静かな場所です。車での交通の便も比較的便利で、十分な

土地の広さです。調整区域のため、住宅の数も少なく、日当たりも十分確保できるため、ここに私達の住居を建築したいと思っています。このような申請になっております。添付資料ですが、代替地検討表、土地利用計画平面図、給排水計画平面図、資金計画書等が付いております。現地の方は、東側と南側が道路に接し、西側は水路になっています。北側は祖父の土地になっているため、他の方の土地に接するところはありません。現地を調査したところ、境界はしっかり入っております。以上のことから今回の申請はやむを得ないと思っております。以上です、お願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 ○○○地区推進委員の□□□でございます。先ほど委員の説明でほとんど良いと思いますが、ちょっと付け加えさせていただきますと、左側の用悪水路ですか、この脇の左側西側の×××番×××、×××番×××、×××番×××、これは全て□□□さんの家族、親戚、子供、兄弟、そういった住宅と、×××番×××がこの前農業用の施設を作った建物があるところでございます。それで周辺地域の畑が北側にありますが、これも特に影響はないと思います。そう思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 はい、全員賛成ですので、議案第5号番号3については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、番号3は終わります。退席委員の復席をお願いします。

日程第2議案第5号は以上になります。

議長 日程第3、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・農地中間管理権設定)」を議題といたします。本議案につきましては、複数の委員が計画に関係しております。農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定に「議事参与の制限」がございますので、事務局から議案内容の全体説明をしていただき、その後、該当委員にご退席いただき審議を行いたいと思います。そのような審議の方法で皆様よろしいでしょうか。

(委員より、意義なしの声あり)

それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第6号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定、農地中間管理権設定)をご説明いたします。議案書の3頁、議案第6号資料をご用意ください。それでは表紙を1枚めくってください。今回は82筆103,321.36㎡となります。内訳は3年賃借12筆19,115㎡、6年賃借30筆34,779㎡、6年使用貸借3筆2,951㎡、9年賃借7筆13,732㎡、9年使用貸借17筆13,152㎡、10年賃借9筆13,532㎡、その他賃借4筆6,060㎡となります。詳細につきましては、もう一枚めくっていただいた頁以降の調書に、借り手、貸し手、土地の所在等をまとめております。なお、今回の審議に当り、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認いただいたように、該当委員にはお手数ですが退席をいただき、各審議をお願いしたいと思います。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。ご審議を宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。事務局より説明が終わりました。まず整理番号1、2、11番、23～24番、34～37番、39～40番を除いて、審議いたします。この件につきましてご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いい

たします。よろしいですか。

それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして整理番号1の審議を行いますので、□□□委員はご退席をお願いします。

この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。

退席委員の復席をお願いします。

議 長 続きまして整理番号2の審議を行いますので、□□□委員はご退席をお願いします。

この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。

退席委員の復席をお願いします。

議 長 続きまして整理番号11の審議を行いますので、該当委員は欠席ですのでこのまま審議を進めます。

この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認する

ことに決定いたします。

議 長 続きますして整理番号 23、24 の審議を行いますので、□□□委員
はご退席をお願いします。

この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお
願いします。それでは無いようですので、この件について計画案
に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認する
ことに決定いたします。

退席委員の復席をお願いします。

議 長 続きますして整理番号 34～37 の審議を行いますので、□□□委
員はご退席をお願いします。

この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお
願いします。それでは無いようですので、この件について計画案
に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認する
ことに決定いたします。

退席委員の復席をお願いします。

議 長 続きますして整理番号 39、40 の審議を行いますので、□□□委員
はご退席をお願いします。

この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお
願いします。それでは無いようですので、この件について計画案
に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認する
ことに決定いたします。

退席委員の復席をお願いします。

議案第 6 号については、すべて計画通り承認することに決定いた
しました。日程第 3 は以上になります。

議長 日程第4、議案第7号「農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。それでは、事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第7号農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画についてをご説明いたします。議案書の4頁、議案第7号資料をご用意ください。農地中間管理機構として指定されている公益社団法人埼玉県農林公社は、農用地利用集積等促進計画を策定し、農地を土地所有者から借り受け、担い手にまとまりのある形で再貸付を行う事業行っています。期間の更新や貸付者の変更の場合も、この計画に基づくこととなります。この再貸付の計画について、農業委員会の意見を求められております。今回の計画では、畑5筆 504.7 m²、田30筆 46,307.24 m²の合計35筆 46,811.94 m²の計画となります。詳細については、資料の促進計画(案)をご確認ください。新たに借り受ける人が一番左側の欄、既に誰かが借りている土地については、真ん中あたりに氏名が書かれているものになります。ご審議宜しくお願い致します。

議長 事務局より説明が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。議案第7号については、すべて計画通り承認することに決定いたしました。日程第4は以上になります。

議長 日程第5、議案第8号「農地法第3条の3について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第8号「農地法3条の3(相続等による権利移動)について」を説明いたします。議案書の5頁、議案第8号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は1件、5,723 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に

基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、1,112 m²外5筆、合計5,723 m²になります。位置については議案第8号資料をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようなので議案第8号の質疑を終了致します。日程第5は以上になります。

議 長 日程第6、議案第9号農地法第5条届出についてを議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第9号「農地法5条(届出)について」を説明致します。議案書の6頁、議案第9号資料と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は2件、471 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号1ですが所在地は滑川町〇〇〇×××丁目×××番×××、畑、196 m²外1筆、合計232 m²になります。位置については議案第9号資料1をご確認ください。届出者ですが〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、〇〇〇×××、□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。

番号2所在地は滑川町〇〇〇×××丁目×××番×××、畑、239 m²になります。位置については議案第9号資料2をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町〇〇〇×××丁目×××番地×××、〇〇〇×××、□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、専用住宅を建築する為、転用したいというものです。

補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。なお、こちらの申請地は令和4年5月に5条の届出を受理しておりましたが、事業計画者が変更となったため新たに届出したものとなります。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようなので議案第9号の質疑を終了致します。日程第6は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和6年第2回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。最後に、総会を終了させていただきますが、神田職務代理より、一言ご挨拶をお願いします。

職務代理 先日は初夏の陽気でしたが、ここ二三日は真冬の陽気に戻ってしまいました。春の暖かい日差しが待ち遠しいこの頃です。今日のご出席をいただきまして慎重審議をありがとうございました。令和6年第2回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和6年3月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 西 澤 泉

署名委員 赤 沼 裕